

条例の制定及び一部改正・道路認定

●都市計画マスタープラン策定委員会設置条例

市の将来像や土地利用、都市設備整備のあり方などを明確にすると共に地域別の整備方針を検討する。

●特定大規模小売店舗制限地区建築条例

大規模小売店舗の立地について亀岡市の中心市街地を誘導エリアとし、その他は抑制エリアとして位置付けられたことを受けて、本市における大規模集客施設の立地が可能な用途地域で「近隣商業地域」と「準工業地域」全域において、大規模集客施設の内、特定大規模小売店舗について建築の制限を行う。

●市個人情報保護条例の一部改正

統計法の全部を改正する法律に伴うもの。

●市認可地縁団体印鑑条例の一部改正

地方自治法施行規則の一部改正に伴うもの。

●公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

市移動通信用施設を美山地区において、新たに親局1局、子局3局を設置、併せて施設名称を統一する改正を行う、公園施設として園部町内林町地区における南丹都市計画公園南丹市園部内林町1号公園を供用開始するため。

●市移動通信用施設条例の一部改正

移動通信用施設を美山地区において、新たに親局1基、子局3基を設置し、名称を統一する。

●地域情報通信ネットワーク施設に関する条例の一部改正

例の一部改正
施設利用に関し、「休止及び復旧」の条項を追加。

●市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正
独立行政法人国際協力機構法の一部改正されたことによる。

●国民健康保険条例の一部改正

産科医療補償制度の創設を踏まえ被保険者等が出産に際して負担する費用が増加する場合が想定されることから、出産育児一時金の支給額35万円を産科医療補償制度の掛金相当額を加算した38万円に改正。

●上水道事業給水条例の一部改正

簡易水道事業給水条例の一部改正
合併後、旧町地域ごとに設定していた給水

使用料及びメーター使用料を統一化するため改正する。施行日は平成21年10月1日とし、給水使用料の変更を段階的に行う措置として改正前使用料金と改正後使用料金の差額を平成21年度から毎年4分の1ずつ増額もしくは減額する経過措置をとり、平成24年度に完全統一化を図る。

●農業集落排水使用料条例の一部改正

合併後、旧町地域ごとに設定していた下水道使用料を統一化していくための改正で、上水道、簡易水道の使用料と同様に周知期間及び使用料の変更を段階的に行う経過措置を設け、平成24年度に完全統一化をはかる。

●市道の認定

園部町天引地内において施工されている一般国道372号のバイパス工事が本年度完了に伴い、新設国道区間の供

用開始に併せて、旧国道区間を南丹市の市道として認定する。

●市道の認定

美山町荒倉地内において施工されている府道京都広河原美山線バイパス工事が本年度完了に伴い、新設府道区間の供用開始に併せて旧府道区間を南丹市の市道として認定。

●市道の廃止

園部町の二本松団地が廃止になり、団地内の道路が不用になつたため廃止する。

●平成20年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋梁改築工事の協定変更

工事費の確定により2億515万円から1億9731万円に変更する。

●公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正
下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正
合併協議の際に示された受益者負担金体系統一の方針に基づき、水道審議会の答申を受け、南丹市下水道受益者及び分担金を統一するもので、周知期間を設けるため条例施行日を平成21年10月1日からとする。

●公共下水道使用料条例の一部改正

以上の議案は賛成全員により可決。

また、公共下水道受益者負担金に関する経過措置として、計画区域内であるにもかかわらず、条例施行日に供用されていない区域での供用開始時の加入負担金については、従前の例による。

賛成多数（賛成21反対3）により可決

（討論は次ページ）

反対討論（要旨）

下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正及び公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正について

今回の提案は旧町間で負担格差があったものを合併協議の際に示された下水道事業受益者負担金体系統一の方針により、単に市内一律に平準化するの趣旨である。

ところが、公共下水道においては、一般家庭均等割、旧園部町7万円、旧八木町15万円であったものを今回全市15万円にし、事業所等均等割については旧園部町20万円、旧八木町30万円であったものを今回30万円にするとしている。いずれも最も高い金額が負担金額と設定されており、改訂趣旨を逸脱している。

日本共産党 市民協働市会議員団 大西 一三 議員

請願書の取り扱い

▼生ごみ回収を祝日及び振替休日回収の実施に関する請願書

【請願者】
南丹市八木町 南地区自治会長 益田 莞爾ほか5区長
八木町地内の生ごみ回収を祝日及び休日にも実施するよう請願する。
委員会審査の結果、採択となり、本会議でも全会一致で採択しました。

▼食の安全と食料自給率向上を求める請願書

【請願者】
南丹市八木町 八木町農民組合 宅間 正夫ほか3組
委員会審査未了のため継続審査としました。

要望書の受理

▼「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択提出についての要請書
京都弁護士会 会長 石川 良一

人事案件

次の方の選任を異議なしとしました。
人権擁護委員候補者 湯浅 輝和

11月臨時会の報告

▼美山エリアにデジタル防災行政無線施設を整備

11月27日臨時会が開会され、次の2議案が提案され賛成多数で可決しました。（賛成20反対4）
デジタル防災行政無線施設整備工事（美山エリア）請負契約ほか1件
八木エリアの整備に続き、平成20年度と平成21年度の2カ年で美山エリアに拡張する。
この工事は、市役所本庁の親局設備の再整備一式と、美山エリアに中継局3局、屋外拡声子局1局、再送信子局1局、多重無線装置8式と美山支所に設置する遠隔制御局設備1局、各區等に設置する地区遠隔制御装置68台を整備する。

11月13日に次の2件とも一般競争入札に付し、3億701万2650円で沖電気工業株式会社京都支店、支店長澤田渡氏が落札しました。工期は21年3月31日まで。

また、債務負担南丹市デジタル防災行政無線施設整備工事（美山エリア）では屋外拡声子局5局、再送信子局8局、各世帯に設置する戸別受信機1955台を整備する。
1億6548万7350円で沖電気工業株式会社京都支店、支店長澤田渡氏が落札しました。工期は22年3月10日まで。